

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

1 支給対象世帯

総合支援資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/11月までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、自立支援機関の支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかった世帯

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしていること

■ 申請日の属する月における世帯員全員の 合計収入が、右の表の額を超えないこと

給与収入の場合、社会保険料等天引き前の支給額（ただし交通費支給額は除く。）、自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）で計算します。

また、公的給付等（定期的に支給される雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、公的年金）も収入に含めます。

| 世帯人数 | 収入の合計額 |
|------|--------|
| 単身世帯 | 11万8千円 |
| 2人世帯 | 16万7千円 |
| 3人世帯 | 20万5千円 |
| 4人世帯 | 24万2千円 |

■ 申請日の属する月における世帯の預貯金 及び現金の合計額が、右の表の金額を 超えないこと（ただし100万円以下）

| 世帯人数 | 預貯金等の合計額 |
|------|----------|
| 単身世帯 | 48万6千円 |
| 2人世帯 | 73万8千円 |
| 3人世帯 | 94万2千円 |
| 4人世帯 | 100万円以下 |

■ 今後の生活の自立に向けて、①、②のいずれかの活動を行うこと

① 公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申し込みをし、期間の定めのない労働契約または期間の定めが6か月以上の労働契約による就職を目指し、以下のすべての求職活動を行う方

イ) 月1回以上、ユニバーサル就労支援センターでの面接等の支援を受ける

ロ) 月2回以上、ハローワークで職業相談等を受ける

ハ) 原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける

② 生活保護申請中であるが、まだその決定を受けていない方
（生活保護受給中の方は対象となりません。）

▶ お問い合わせ先など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

2 支給額・支給期間

月額の手給額

※住居確保給付金との併給が可能です

| | |
|--------|------|
| 単身世帯 | 6万円 |
| 2人世帯 | 8万円 |
| 3人以上世帯 | 10万円 |

支給期間：3か月間

3 支給のための手続き

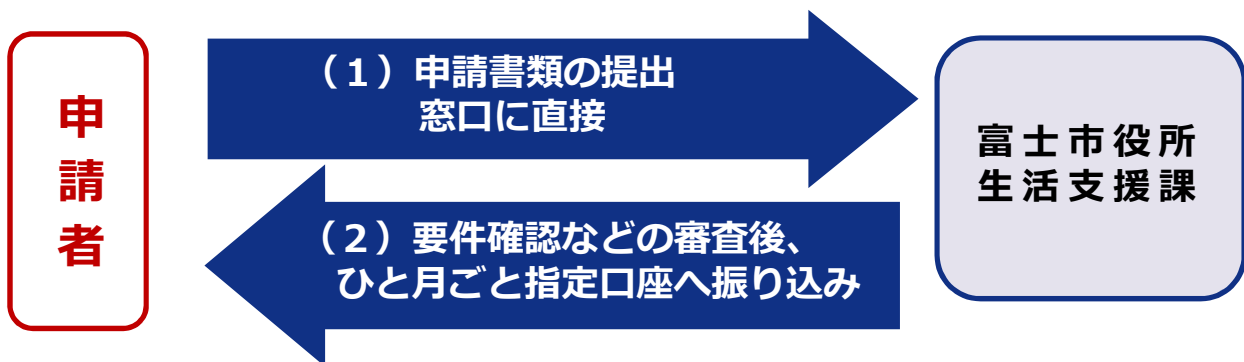
申請期間

7月5日（月）～11月30日（火）まで（土日祝日は除く）

申請方法

申請書類に必要事項を記入し、生活支援課申請受付窓口へ（郵送申請不可）

※支援金の支給対象となる可能性がある方には、静岡県社会福祉協議会からの情報を基に順次申請書類を郵送します。ご自身が支給対象になると思われるが、通知が来ない方は、生活支援課にお問い合わせください。



お問い合わせ

富士市役所生活支援課生活支援担当

電話 0545-55-2886

受付時間 午前8時30分～午後5時15分



「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。